

兵庫県給食施設栄養管理実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)に基づき、特定給食施設及びその他の給食施設(以下「給食施設」という。)が適切な栄養管理を行い、給食利用者及びその家族を含めた住民の健康増進の維持向上を図ることができるよう、県健康福祉事務所(保健所)において給食施設における栄養管理に関する指導、支援等を行うにあたって基本的な事項を定める。

(給食施設)

第2 「特定給食施設」とは、法第20条第1項及び規則第5条に規定される施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設(施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、当該施設外で調理された弁当業者等と契約をしている場合を含む。))をいう。

2 「その他の給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的(概ね週4日以上かつ3か月以上)に1回20食以上の食事を供給する施設をいう。

(特定給食施設の届出等)

第3 法第20条第1項に規定する届出は、「特定給食施設開始届」(様式1-1)によるものとし、事業の開始の日から1か月以内に、当該施設の所在地を所管する健康福祉事務所(保健所)において受理する。

2 法第20条第2項に規定する届出について、届出事項の変更をしたときにあつては「特定給食施設変更届」(様式1-2)により行い、当該事業を休止し、又は廃止したとき(供給する食数の減少により特定給食施設に該当しなくなった場合を含む。)にあつては「特定給食施設休止(廃止)届」(様式1-3)により行うものとし、変更等の日から1か月以内に、当該施設の所在地を所管する健康福祉事務所(保健所)において受理する。

3 健康福祉事務所(保健所)は、特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第20条第1項に規定する届出が適切に行われるように対応する。

4 同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者)の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせるものとする。

第3の2 健康福祉事務所(保健所)は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けた者(同法第56条第1項の規定により当該許可を受けた者の地位を承継した者を含む。)、同法第57条第1項(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)の届出をした者(同法第57条第2項(同法第68条第3項において準用する場合を含む。))において準用する同法第56条第1項の規定により当該届出をした者の地位を承継した者を含む。)(以下これらを「許可等営業者」と総称する。)又は食事を提供する施設の設置者若しくは管理者に対し、給食数等報告書(様式1-4)の提出を求める等により、特定給食施設及びその他の給食施設の把握に努めなければならない。

2 許可等営業者又は食事を提供する施設の設置者若しくは管理者は、施設利用者の健康増進の維持向上を図るため、前項の求めに協力するよう努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者が、第1項の求めに応じ、給食数等報告書(様式1-4)を健康福

社事務所（保健所）に提出した場合は、当該報告書の提出をもって法第20条第1項に規定する届出を行ったものとみなす。ただし、同一敷地内に施設の種類や利用者（特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者）の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、この限りでない。

（管理栄養士配置施設の指定）

第4 法第21条第1項及び規則第7条の規定により知事が指定する特定給食施設は、別に定める「管理栄養士配置施設の指定基準」に定める基準により指定を行うものとする。

なお、その指定手続きについては、別に定める「健康増進法第21条第1項の規定に基づく管理栄養士配置施設の指定要領」により行うものとする。

（特定給食施設における栄養士・管理栄養士の配置促進）

第5 法21条第2項及び規則第8条の規定に基づき、特定給食施設において管理栄養士又は栄養士の配置が促進されるよう努めなければならない。

（定期報告）

第6 健康福祉事務所（保健所）は、給食施設に対して、法第18条第1項第2号に規定する栄養管理の実施を確保するために必要な指導及び支援を行うため、同号の規定に基づき、給食施設の設置者又は管理者に、定期的に下記の報告を求めるものとする。

1 給食施設栄養管理報告書

報告を求める施設	報告様式	報告回数 (時期)
ア 病院	様式2-1及び 様式2-2	年1回 (10月)
イ 介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設	様式2-1及び 様式2-3	
ウ 児童福祉施設、幼稚園、認定こども園	様式2-1及び 様式2-4	
エ 事業所、学校（主に高校、大学）等	様式2-1及び 様式2-5	
オ 学校（主に小・中学校、特別支援学校、学校給食センター）	様式2-1及び 様式2-6	

2 月報・内容検討表等報告書

報告を求める施設	報告様式	報告回数 (時期)
ア 社会福祉施設	様式3	年1回（5月）
イ 保育所、認定こども園（保育所型、幼保連携型）	様式4-1及び 様式4-2	年4回 (2、5、8、11月)
ウ 事業所等	施設状況に応じた 様式	献立表の提示等施設状況に応じて報告を求める。

(指導及び助言)

第7 法第22条の規定に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものであるため、法第22条に基づく指導及び助言を行う場合には、その内容等については慎重に判断すること。

2 法第18条第1項第2号の規定に基づく指導及び助言は、別に定める「健康増進法第18条第1項第2号の規定に基づく給食施設栄養管理指導業務指針」に基づき行うものとし、特定給食施設のほか、その他の給食施設についてもその対象とする。

(立入検査等)

第8 法第24条第1項の規定に基づき、同法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると判断したときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に、その業務に関し報告をさせ、又は、栄養指導員に、当該施設に立ち入らせ、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

2 法第24条第1項の規定に基づき立入検査を行った場合は、速やかに当該施設の設置者若しくは管理者に対し、立入検査の結果を様式5により通知するとともに、法第22条の規定に基づき、改善指示事項について改善計画書(様式6)の提出を指導するものとする。

3 法第24条の規定に基づく立入検査等は、法第22条の規定に基づく指導及び助言、並びに法第23条の規定に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものであることに留意すること。

(勧告及び命令)

第9 法第23条第1項の規定に基づく勧告は様式7により、同条第2項の規定に基づく命令は様式8により、当該特定給食施設の設置者に対し、文書で行うものとする。

(適用区域)

第10 この要領の適用区域は、兵庫県全域(保健所設置市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市)の区域を除く。)とする。

(細則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、「健康増進法第21条第1項の規定に基づく管理栄養士配置施設の指定要領」、「健康増進法第18条第1項第2号の規定に基づく給食施設栄養管理指導業務指針」、「給食施設における栄養管理基準について」において定めるものとする。

(施行期日等)

第12 この要領は、平成15年12月24日から施行する。

一部改正	平成19年9月28日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成22年4月1日
一部改正	平成24年4月1日
一部改正	平成26年4月1日
一部改正	平成27年4月1日
一部改正	平成30年4月1日
一部改正	令和元年8月1日
一部改正	令和2年4月1日

一部改正 令和3年1月1日

一部改正 令和3年10月1日。なお、この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。